

志布志市告示第76号

志布志市税条例（平成18年志布志市条例第73号）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事務所を有する者にかかるもの市税の納税を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月12日

志布志市長 下 平 晴 行



指定地域

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町